

春合宿第 1 問

看護師である X は、入院患者 A に風邪薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。他方で、相前後して、別の看護師 Y も、A に対して、風邪薬と一緒に飲む予定の胃薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。その後 A は、これらの事情に気付かないまま、支給された両方の劇薬と一緒に飲み、死亡した。

なお、X と Y の間には、共犯関係がなく、両者が支給した劇薬は全く同種・同量のものであった。

X と Y の罪責を述べよ。